

【佐賀市】

(1) 重点促進区域

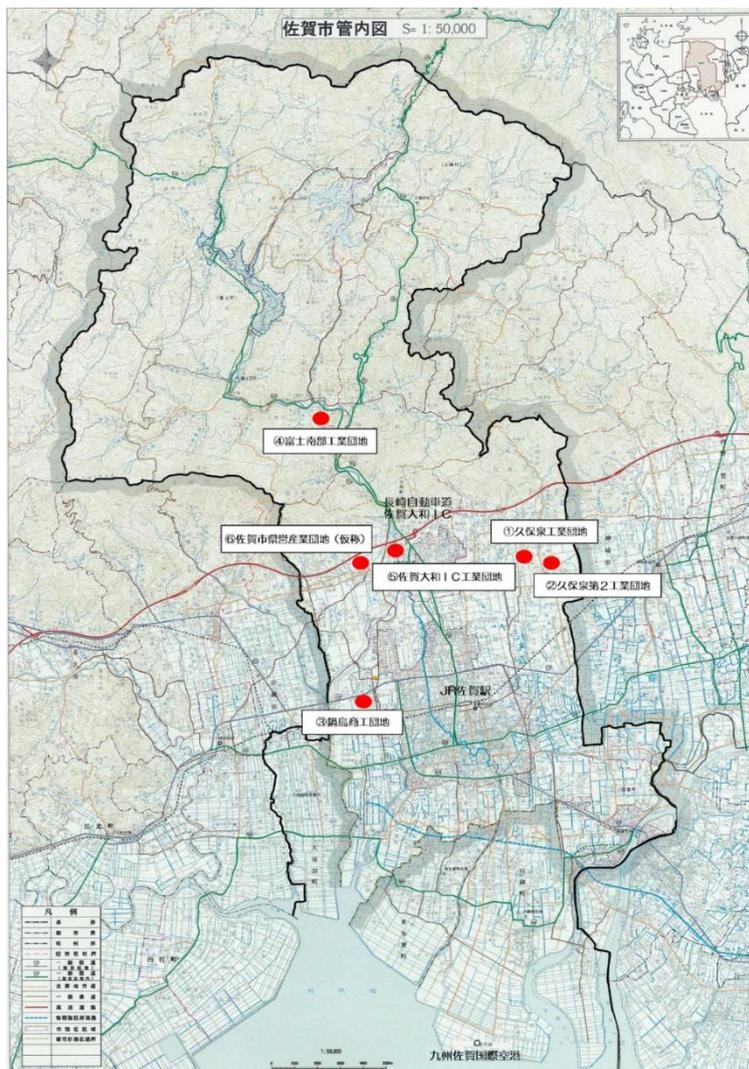
- ①久保泉工業団地（佐賀市久保泉町大字上和泉他）約 53.9ha
- ②久保泉第2工業団地（佐賀市久保泉町大字下和泉）約 7.9ha
- ③鍋島商工団地（佐賀市鍋島町大字森田）約 5.2ha
- ④富士町南部工業団地（佐賀市富士町大字上熊川他）約 6.7ha
- ⑤佐賀大和 I C 工業団地（佐賀市大和町大字東山田）約 7.5ha
- ⑥佐賀市県営産業団地（仮称）（佐賀市大和長大字川上）約 14.5ha

なお、本区域に、環境保全上重要な地域や農用地区域は含まない。

（関連計画における記載等）

佐賀市都市計画マスタープランにおける記載：本地区は、九州横断自動車道・佐賀大和インターチェンジがある本市の都市間交通の要衝の地となっており、流通業務・工業などの立地需要の受け皿として、交通利便性の高い佐賀大和インターチェンジを活用した流通・工業団地の形成について検討するとしている。

（地図）



(2) 区域設定の理由

①久保泉工業団地

久保泉工業団地は、長崎自動車道・佐賀大和インターチェンジに近く（車で約10分）、九州内外へのアクセスに優れており、自動車産業（5社）、食品産業（4社）等を中心とした企業27社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、既存地元企業との連携を強め、地場調達率を高めることにより、地域産業の活性化を図るために、重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

②久保泉第2工業団地

久保泉第2工業団地は、久保泉工業団地と同じく、佐賀大和インターチェンジに近く（車で約10分）、自動車産業等を中心とした企業8社が集積しており、これら輸送用機械関連産業を中心とした成長ものづくり分野を推進するために、重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

③鍋島商工団地

鍋島商工団地は、国道34号線等の主要幹線道路に近く、市街地へのアクセスも良いことから、企業11社が集積しており、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

④富士町南部工業団地

富士町南部工業団地については、企業5社が集積しており、佐賀大和インターチェンジに近い（車で約10分）という交通アクセスを活用した産業を推進するために重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

⑤佐賀大和インターチェンジ工業団地（佐賀市大和町大字東山田）

佐賀大和インターチェンジ工業団地は、佐賀市大和町大字東山田に位置し、有効面積7.5haの工業団地として、令和2年度に造成工事を行い、令和3年4月以降から企業への分譲開始を計画している。地理的な特徴として、長崎自動車道・佐賀大和インターチェンジに近く（車で約5分）九州内外へのアクセスに優れており、更なる産業の集積を図るために、重点促進区域に設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

⑥佐賀市県営産業団地（仮称）（佐賀市大和町大字川上）

佐賀市県営産業団地（仮称）は、佐賀市大和町大字川上に位置し、有効面積 14.5ha の産業団地として、令和 5 年度から造成工事を行い、令和 7 年度中の分譲開始を計画している。地理的な特徴として、長崎自動車道・佐賀大和インターチェンジに近く（車で約 5 分）九州内外へのアクセスに優れており、更なる産業の集積を図るために、重点促進区域に設定した。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、市街化調整区域である。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【唐津市】

(1) 重点促進区域

①厳木工業団地（新産業集積エリア唐津）約 43ha

(唐津市厳木町簀木字田原、岩屋字笹ノ谷、犬の谷、浪瀬字向)

(関連計画における記載等)

唐津市総合計画及び唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：本区域を含む本市全体区域について、地域の個性を活かした生産・サービスの創業（企業誘致）を図るとされている。

唐津市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、佐賀唐津道路により、長崎自動車道、西九州自動車道を介して佐賀・長崎方面や福岡都市圏へのアクセス性に優れた立地条件を有しており、立地条件を生かした企業誘致を推進し産業拠点づくりを図るとされている。

本区域は用途地域の指定のない区域である。また、環境保全上重要な地域は存在していない。

②唐津石志工業団地（唐津市石志字門田、木場谷、中田、樋口、居町）約 10ha

(関連計画における記載等)

唐津市総合計画及び唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：本区域を含む本市全体区域について、地域の個性を活かした生産・サービスの創業（企業誘致）を図るとされている。

唐津市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、西九州自動車道を介した福岡都市圏へのアクセス性に優れた立地条件を有しており、立地条件を生かした工業機能の維持・集積を図るとされている。

本区域は用途地域の指定のない区域である。また、環境保全上重要な地域は存在していない。

③唐津鉄工団地（唐津市原字松ノ下、サシ田）約 5.9ha

(関連計画における記載等)

唐津市総合計画及び唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：本区域を含む本市全体区域について、地域の個性を活かした生産・サービスの創業（企業誘致）を図るとされている。

唐津市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、西九州自動車道を介した福岡都市圏へのアクセス性に優れた立地条件を有しており、立地条件を生かした工業機能の維持・集積を図るとされている。

都市計画における記載：工業地域とされている。

本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

④浜玉町浜崎地区（唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原）約 2.9ha

なお、唐津市牟田部工場適地は、平成 27 年度工場適地調査において、約 9.8ha が遊休地（未決定面積）として把握されているが、現在、農地となっており、関係機関などとの協議・同意が得られていないため、重点促進区域には設定しないこととしている。

また、本区域には、環境保全上重要な地域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。

（唐津市においては市街化区域、並びに市街化調整区域を定めていない。）

（関連計画における記載等）

唐津市総合計画及び唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：本区域を含む本市全体区域について、地域の個性を活かした生産・サービスの創業（企業誘致）を図るとされている。

唐津市総合計画及び唐津コスメティック構想における記載：本区域に存在している集積を拡大していくため、化粧品関連産業等の誘致を図るとされている。

都市計画における記載：準工業地域とされている。

本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

（地図）



(2) 区域設定の理由

① 巖木工業団地 (新産業集積エリア唐津)

本区域は、佐賀唐津道路浪瀬インターチェンジに近接し、長崎自動車道多久インターチェンジに近く九州内外へのアクセスに優れている。同地区の周辺には、自動車関連産業や電気設備関連産業の企業3社が立地しており、今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。また、平成23年度に分譲を開始した第1期(総面積約15ha)のほか、第2期(総面積約28ha)についても整備計画を予定しているため、これらを含めて重点促進区域に設定している。

なお、本区域は企業立地促進法に基づく重点促進区域として設定していた区域であり、本市条例により緑地面積の緩和の対象となっている区域としていることから、地域未来投資促進法においても引き続き緑地面積の緩和の対象地区とするため重点促進区域として設定するものである。

② 唐津石志工業団地

本区域は、西九州自動車道千々賀山田インターチェンジに近接し、福岡都市圏等への交通

アクセスに優れており、医薬品関連産業や食品関連産業の企業が3社立地している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

③唐津鉄工団地

本区域は、西九州自動車道唐津インターチェンジに近接し、福岡都市圏等への交通アクセスに優れており、機械器具製造関係等企業が11社集積しており、今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

④浜玉町浜崎地区

本区域には、輸入代行・検査・分析会社、保税倉庫・物流会社、OEM受託製造会社、印刷会社、化粧品原料等を取り扱う会社が立地し、化粧品産業のミニクラスターを形成している。唐津市及び佐賀県、玄海町も参画している、「一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター（JCC）」と連携し、唐津市をコスメティック産業の集積拠点とすべく取組が行われており、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【鳥栖市】

(1) 重点促進区域

・【重点促進区域①：地図上の位置A】

鳥栖北部丘陵新都市（鳥栖市弥生が丘）約60ha

(関連計画における記載等)

鳥栖市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、鳥栖北部丘陵新都市（産業用地）を工業・流通業務拠点と位置づけ、産業集積を活かした工業・流通業務機能の充実に図るとされている。

・【重点促進区域②：地図上の位置B】

鳥栖商工団地（鳥栖市藤木町、酒井西町）約69ha

・【重点促進区域③：地図上の位置C】

轟木工業団地（鳥栖市轟木町、宿町、蔵上町）約52ha

(関連計画における記載等)

鳥栖市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、鳥栖商工団地尾及び轟木工業団地を工業・流通業務拠点と位置づけ、産業集積を活かした工業・流通業務機能の充実に図るとされている。

・【重点促進区域④：地図上の位置D】

鳥栖西部工業団地（鳥栖市立石町、西新町）約 33ha

鳥栖西部第二工業用地（鳥栖市江島町、西新町）約 3 ha

・【重点促進区域⑤：地図上の位置E】

新産業集積エリア鳥栖（鳥栖市幸津町、儀徳町）約 27ha

（関連計画における記載等）

鳥栖市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、鳥栖西部工業団地及び新産業集積エリアを工業拠点と位置づけ、産業集積を活かした工業機能の充実を図るとされている。国道 34 号沿道は、住宅との共存に留意しながら、交通利便性を活かした工業・流通業務機能の維持向上を図るとされている。

・【重点促進区域⑥：地図上の位置F】

グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖（鳥栖市幡崎町、飯田町、姫方町、原町）
約 68ha

（関連計画における記載等）

鳥栖市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖を流通業務拠点と位置づけ、産業集積を活かした流通業務機能の充実を図るとされている。国道 3 号沿道は、住宅との共存に留意しながら、交通利便性を活かした工業・流通業務機能の維持向上を図るとされている。

・【重点促進区域⑦：地図上の位置G】

小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺（鳥栖市飯田町、酒井西町、酒井東町）
約 34ha

（関連計画における記載等）

鳥栖市総合計画及び総合戦略における記載：本市の地理的優位性を評価し、本市への進出意向を持った企業が進出できる空間を確保するとされている。

鳥栖市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、小郡鳥栖南スマートインターチェンジ（整備中）及び周辺を工業流通業務拠点と位置づけ、鳥栖インターチェンジ周辺とともに交通利便性を生かした工業・流通業務機能の維持・向上を図るとされている。

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な開発を防止し、計画的な土地利用に努めることとされている。

鳥栖市農業振興地域整備計画における記載：①鳥栖市の核作り②快適住環境の整備③大規模プロジェクトの推進と対応④開発需要の増大と新たな構想への対応という課題を提示しながら、農地の土地利用の方向性も位置付けられている。

・【重点促進区域⑧：地図上の位置H】

幡崎町平田地区用地（仮称）周辺（鳥栖市幡崎町） 約 8 ha

（関連計画における記載等）

鳥栖市総合計画及び総合戦略における記載：本市の地理的優位性を評価し、本市への進出意向を持った企業が進出できる空間を確保するとされている。

鳥栖市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、小郡鳥栖南スマートインタ

ーチェンジ（整備中）及び周辺を工業流通業務拠点と位置づけ、鳥栖インターチェンジ周辺とともに交通利便性を生かした工業・流通業務機能の維持・向上を図るとされている。

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な開発を防止し、計画的な土地利用に努めることとされている。

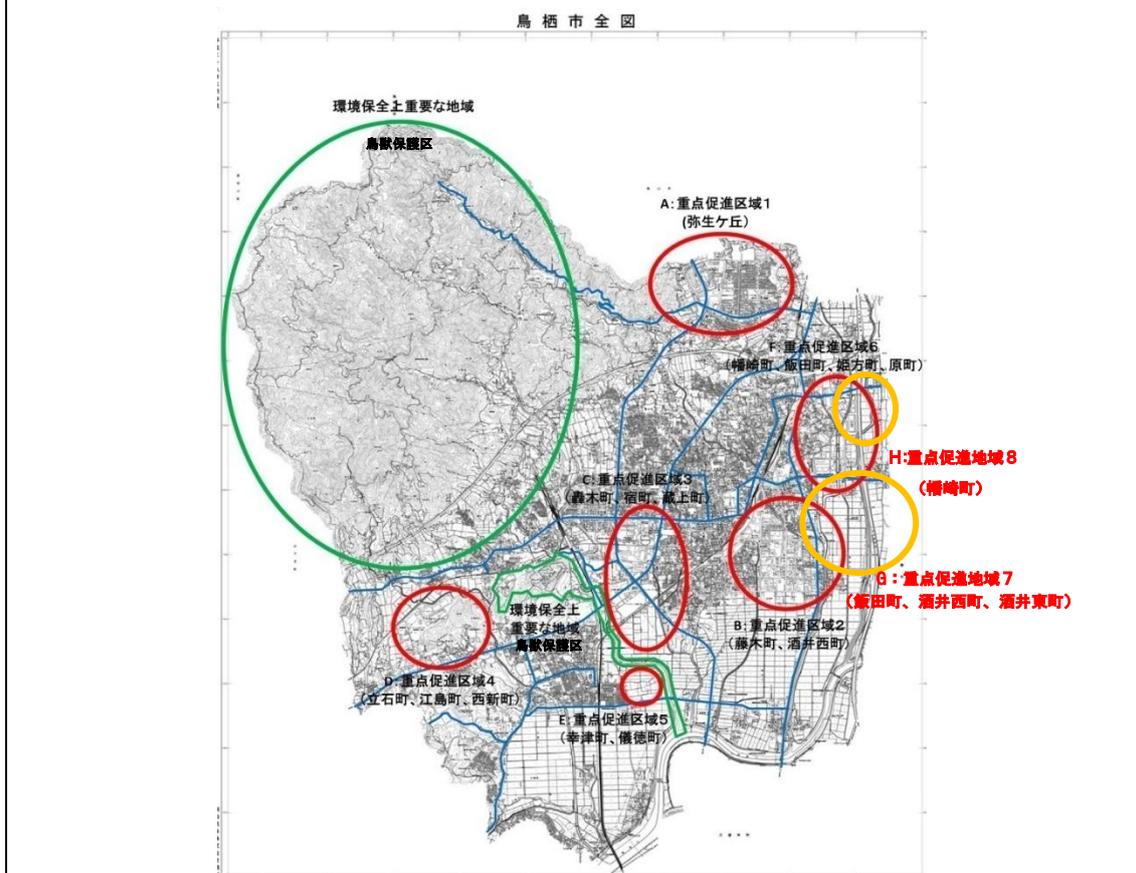
鳥栖市農業振興地域整備計画における記載：①鳥栖市の核作り②快適住環境の整備③大規模プロジェクトの推進と対応④開発需要の増大と新たな構想への対応という課題を提示しながら、農地の土地利用の方向性も位置付けられている。

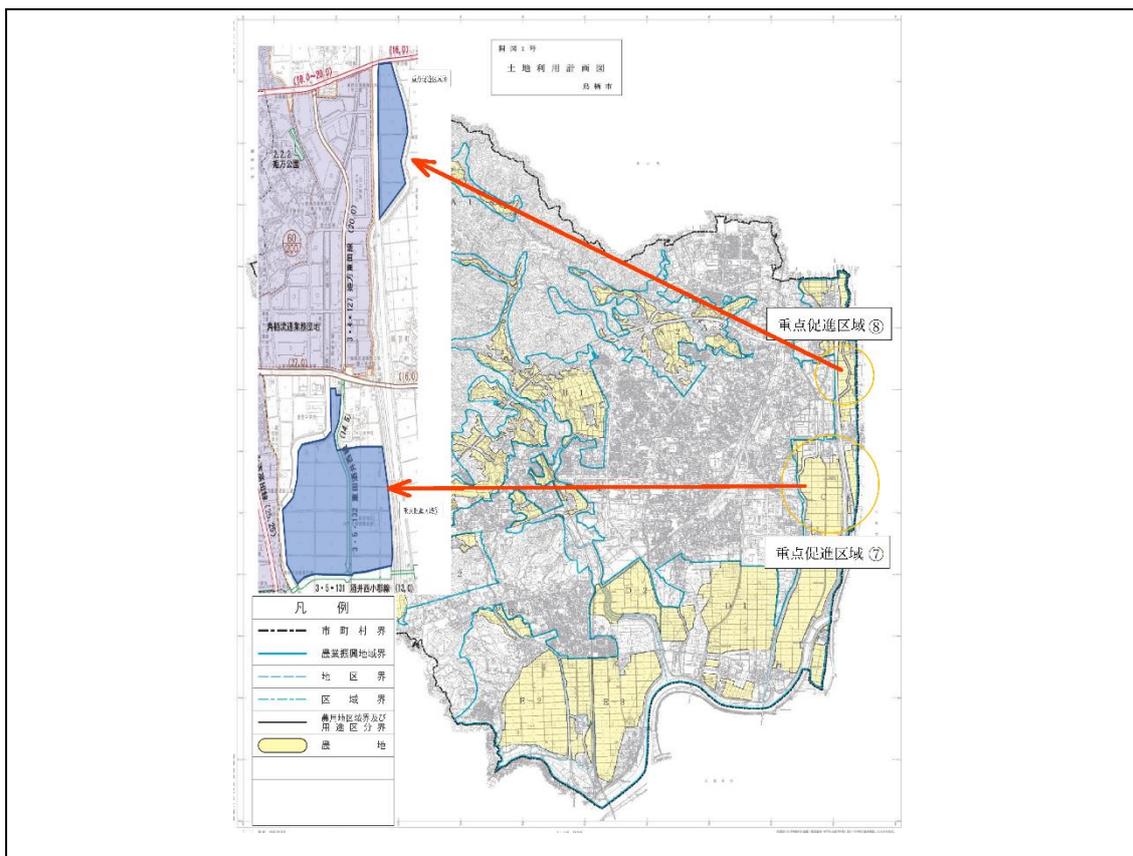
上記重点促進区域に環境保全上重要な区域は含まない。

なお、重点促進区域⑦及び重点促進区域⑧における農用地区域及び市街化調整区域については、土地利用調整が必要となる区域である。

重点促進区域⑦における農用地区域 約 34ha（場所は次ページのとおり）

重点促進区域⑧における農用地区域 約 8 ha（場所は次ページのとおり）





(2) 区域設定の理由

①鳥栖北部丘陵新都市（鳥栖市弥生が丘）

鳥栖市弥生が丘は長崎自動車道鳥栖インターチェンジに近く（車で3分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いこと、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、既に、医薬品関連産業や半導体関連産業等の企業約10社が集積している。さらに、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターといった研究施設の立地という地域の特性を生かし、空き用地にこの研究施設を利用するような企業の集積が見込めるなど、今後これらの集積や交通アクセス、研究機関を活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

②鳥栖商工団地（鳥栖市藤木町、酒井西町）

鳥栖市藤木町・酒井西町は長崎自動車道鳥栖インターチェンジに近く（車で5分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いこと、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、既に、食料品関連産業や半導体関連産業等の大小様々な企業約100社が集積している。また、JR鹿児島本線とJR長崎本線の分岐点であるJR鳥栖駅に隣接しており、さらに国道3号線に隣接しているため、交通インフラが非常に充実した場所であるため、今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

③轟木工業団地（鳥栖市轟木町、宿町、蔵上町）

鳥栖市轟木町は長崎自動車道鳥栖インターチェンジに近く（車で10分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いこと、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、既に、食料品関連産業やゴム製品関連産業等の企業約10社が集積している。さらに、国立研究開発法人産業技術総合研究所九州センターといった研究施設の立地という地域の特性を生かし、この研究施設との共同開発などが見込めるなど、今後これらの集積や交通アクセス、研究機関を活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

④鳥栖西部工業団地（鳥栖市立石町、西新町）、鳥栖西部第二工業用地（鳥栖市江島町、西新町）

鳥栖市立石町、西新町、江島町は長崎自動車道鳥栖インターチェンジに近く（車で20分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いこと、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、既に、プラスチック関連産業や医薬品関連産業等の企業3社が集積している。また、国道34号線に近接しているため交通アクセスが優れており、今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

⑤新産業集積エリア鳥栖（鳥栖市幸津町、儀徳町）

鳥栖市幸津町・儀徳町は、長崎自動車道鳥栖インターチェンジに近く（車で15分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いこと、九州各地へのアクセスが抜群に優れている。県内唯一の新幹線駅である新鳥栖駅やJR鹿児島本線肥前旭駅にも近接しているため、交通インフラが非常に充実した場所であり、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

⑥グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖（鳥栖市幡崎町、飯田町、姫方町、原町）

鳥栖市幡崎町、飯田町、姫方町、原町は長崎自動車道鳥栖インターチェンジに近く（車で2分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いこと、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、九州随一の物流拠点として、既に、流通関連の企業約40社が集積している。また、国道3号線に近接しているため交通アクセスが優れており、今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業・流通関連産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

⑦小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺（鳥栖市飯田町、酒井西町、酒井東町）

福岡県小郡市福童地区において小郡鳥栖南スマートインターチェンジの整備が進められており、本地区に隣接する鳥栖市飯田町、酒井西町、酒井東町には、小郡鳥栖南スマートインターチェンジへ直結するアクセス道路（県道及び市道）がそれぞれ新設され、交通アクセスが今後向上することにより、交通インフラが非常に充実した場所となるこ

とが見込まれることから、良好な交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業・流通関連産業の集積を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域において、遊休地（未決定面積）はない。

⑧幡崎町平田地区用地（仮称）周辺（鳥栖市幡崎町）

鳥栖市幡崎町は鳥栖インターチェンジに近く（車で3分）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近い。更には国道3号や現在整備中の小郡鳥栖南スマートインターチェンジに近接していることから、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、今後この交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業・流通関連産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、遊休地（未決定面積）はない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【多久市】

(1) 重点促進区域

①多久北部工業団地（多久市北多久町大字多久原、東多久町大字別府）約31ha

なお、本区域には、環境保全上重要な地域や農業用区域、市街化調整区域は含まない。

(関連計画における記載等)

第5次多久市総合計画における記載：多久インターチェンジの利便性や九州北西部の中央という立地条件を生かし、今後の成長が見込める分野の製造業をはじめ、IT関連事業を中心とする事務系企業など良質な雇用の場を確保すべく、誘致活動により新規企業を市内に進出させるとされている。

多久市都市計画マスタープランにおける記載：多久北部工業団地を産業拠点と位置づけ、多久インターチェンジへの近接性を活かし、操業環境の維持・増進を進め、工業機能の強化を図るとされている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

多久北部工業団地は、多久インターチェンジに近く（近接）九州内外へのアクセスに優れており、既に製造業等の企業約 10 社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【伊万里市】

(1) 重点促進区域

- ①伊万里団地（伊万里市山代町楠久字鳴石搦三、峰字鳴石、長者、楠久津字津、久原字平尾）面積約 94.7ha
- ②久原工業団地（伊万里市山代町久原字下場、波佐間、小波瀬、大波瀬、追崎）面積約 29.7ha
- ③里工業団地（伊万里市東山代町里字蕨野）面積約 9.6ha
- ④七ツ島工業団地（伊万里市黒川町塩屋字七ツ島）面積約 128.1ha
- ⑤長浜工業団地（伊万里市東山代町長浜字長浜一、久佐エ門山、本日尾搦、長浜三、中土井、新搦三、六本松、日尾字銭亀、日尾崎）面積約 30.1ha
- ⑥南波多工業団地（伊万里市南波多町小麦原字杉田代、笠椎字富士野、府招字堀田）面積約 1.9ha

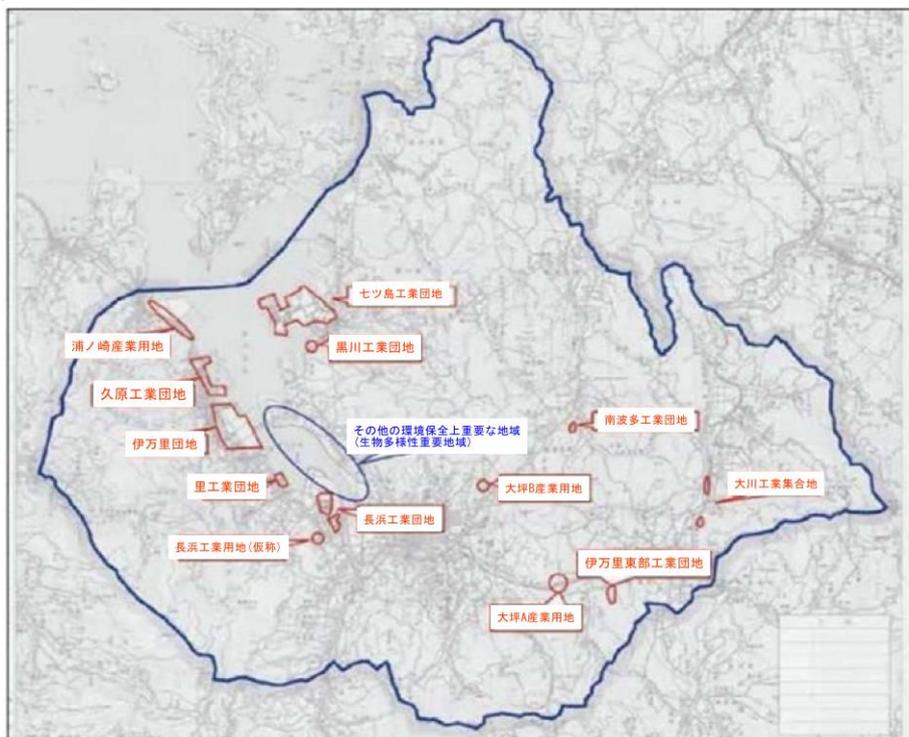
- ⑦大川工業集合地（伊万里市大川町川原字辻、松原、畑ヶ田、片草、井手ノ原）
面積約 10.7 ha
- ⑧伊万里東部工業団地（伊万里市松浦町山形字南谷）面積約 7 ha
- ⑨長浜産業用地（仮称）（伊万里市東山代町長浜字奥浦）面積約 10.9ha
- ⑩黒川工業団地（伊万里市黒川町黒塩字分崎）面積約 3.1ha
- ⑪大坪A産業用地（伊万里市大坪町丙字浪瀬）面積約 1.8ha
- ⑫大坪B産業用地（伊万里市大坪町甲字石原川内）面積約 1.3ha
- ⑬浦ノ崎産業用地（伊万里市山代町立岩字尾路崎、古里、香椎川、黒藻搦、佐代搦）
面積約 42.8ha

なお、本区域には、環境保全上重要な区域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。
(関連計画における記載等)

第6次伊万里市総合計画における記載：本区域を含む区域については、人口減少対策として、雇用の場の確保が不可欠であるため、しごとづくりに力を入れ、港湾を活用できる立地条件や支援制度など本市の特色を生かした企業誘致の推進を行うとされている。

伊万里都市計画区域マスタープランにおける記載：伊万里湾岸に立地する七ツ島工業団地等の既存工業団地を工業・物流拠点と位置づけ、伊万里港の物流機能の強化を図るとともに、背後地も含めて企業の立地を促進するなど、周辺環境に配慮して工業機能の維持・強化を図ることとしている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

①伊万里団地

伊万里団地は、西九州自動車道南波多谷口インターチェンジから12kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、木材最大手企業を中心とした日本最大級の木材コンビナートが形成されており、また、デジタル家電等に使用される半導体の素材となるシリコンウエハの製造において世界的なシェアを誇る企業などが集積している。今後もこれらの集積や交通アクセスを活用し立地企業の事業拡大が期待できる状況であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

②久原工業団地

久原工業団地は、西九州自動車道山代久原インターチェンジから1kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、船舶用配電制御システムなどを製造する電気機器製造企業やその関連企業、木質系住宅関連部材製造企業などが集積している。今後もこれらの集積や交通アクセスによる企業進出が期待できる状況であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

③里工業団地

里工業団地は、西九州自動車道南波多谷口インターチェンジから14kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、食品製造業などが集積している。今後もこれらの集積や交通アクセスによる企業進出が期待できる状況であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

④七ツ島工業団地

七ツ島工業団地は、約9.9haの空き工業団地として把握され（「令和4年度工場適地調査」）、伊万里港国際コンテナターミナルに隣接していること、また、西九州自動車道南波多谷口インターチェンジから8kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、造船の大手企業やその関連企業が集積している。今後も立地企業の事業拡大や新たな企業の進出が期待できることから重点促進区域に設定している。

⑤長浜工業団地

長浜工業団地は、西九州自動車道南波多谷口インターチェンジから16kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、デジタル家電等に使用される半導体の素材となるシリコンウエハの製造において世界的なシェアを誇る企業や食品製造業、洋食器製造業などの企業が集積している。今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

⑥南波多工業団地

南波多工業団地は西九州自動車道南波多谷口インターチェンジから5kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、産業用変圧器やリアクトルを製造している企業が立地している。今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

⑦大川工業集合地

大川工業集合地は、長崎自動車道武雄北方インターチェンジから 15 km と交通インフラが充実した場所であるとともに、自動車のマフラーなどを製造する企業や自動車内装部品を製造する企業が集積している。今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

⑧伊万里東部工業団地

伊万里東部工業団地は、約 7 ha の空き工業団地として把握され、(令和 4 年度工場適地調査)、長崎自動車道武雄北方インターチェンジから 16 km、伊万里港国際コンテナターミナルから 16 km、また、西九州自動車道伊万里東府招インターチェンジから 8 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であり、本市に立地企業の関連産業等の企業進出が期待できることから重点促進区域に設定している。

⑨長浜産業用地（仮称）

長浜産業用地（仮称）は、伊万里港国際コンテナターミナルから 10 km、また、西九州自動車道南波多谷口インターチェンジから 15 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

⑩黒川工業団地

黒川工業団地は、伊万里港国際コンテナターミナルから 3 km、また、西九州自動車道南波多谷口インターチェンジから 8 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、鋼構造物を製造する企業が立地している。今後も立地企業の事業拡大が期待されることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

⑪大坪A産業用地

大坪A産業用地は、長崎自動車道武雄北方インターチェンジから 17 km、西九州自動車道伊万里東府招インターチェンジから 6 km と交通インフラが充実した場所であるとともに、乾式変圧器、トランスなどの電気機器変圧器を製造する企業が立地している。今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

⑫大坪B産業用地

大坪B産業用地は、西九州自動車道伊万里東府招インターチェンジから 2 km と交通インフラが充実した場所であるとともに、食品製造業の企業が立地している。今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

⑬浦ノ崎産業用地

浦ノ崎産業用地は、伊万里港国際コンテナターミナルから 12 km、また、西九州自動車道山代久原インターチェンジから 2 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

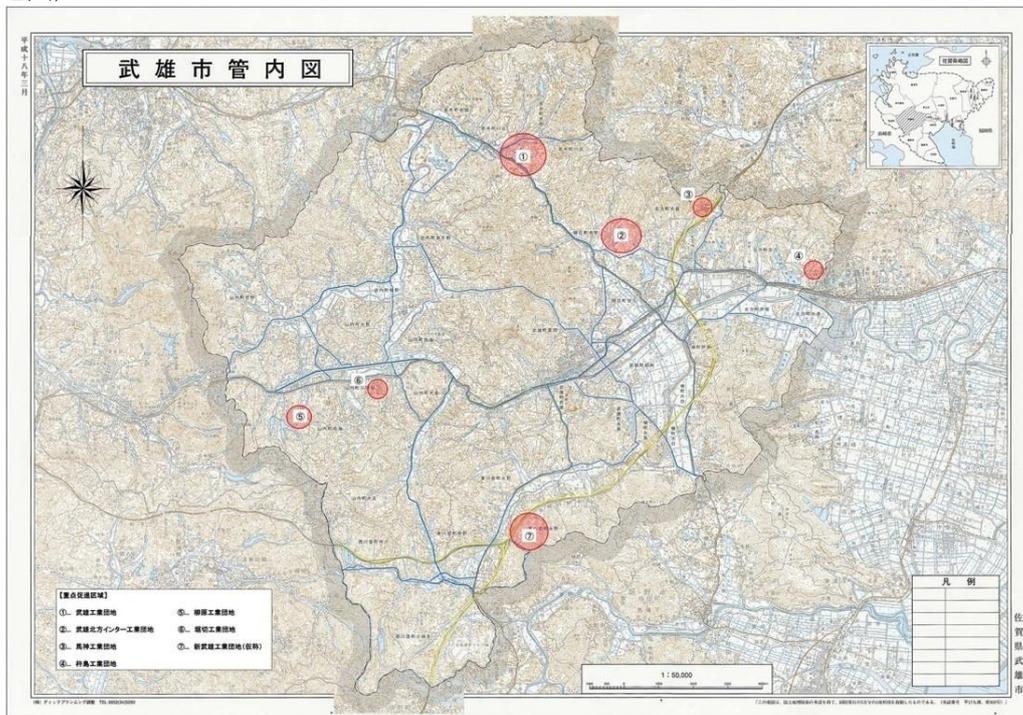
【武雄市】

(1) 重点促進区域

- ①武雄工業団地（武雄市若木町大字川古） 約 26ha
- ②武雄北方インター工場団地（武雄市北方町大字大崎） 約 18ha
- ③馬神工業団地（武雄市北方町大字大崎） 約 4 ha
- ④杵島工業団地（武雄市北方町大字志久） 約 6 ha
- ⑤柳原工業団地（武雄市山内町大字宮野） 約 4 ha
- ⑥堀切工業団地（武雄市山内町大字三間坂） 約 1.3ha
- ⑦新武雄工業団地《仮称》（武雄市東川登町大字袴野） 約 6.3ha

なお、本区域には、環境保全上重要な区域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。

(地図)



(関連計画における記載等)

武雄市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、既存の工業団地及び武雄川登工業団地（新武雄工業団地《仮称》）を産業拠点に位置付け、企業立地の誘導・促進、集約による効率性と産業振興効果を確保するほか、市民生活との共存を図るとされている。

(2) 区域設定の理由

①武雄工業団地

武雄工業団地は、武雄市若木町大字川古に位置し、有効面積で約 26ha の工業団地である。地理的特徴として、長崎自動車道武雄北方インターチェンジに近く（車で 15 分以

内)、九州内外へのアクセスに優れていることと、重要港湾である伊万里港にも近い(車で40分以内)ことが挙げられる。また、本工業団地から伊万里港を結ぶ国道498号線は、平成30年9月に若木バイパスが開通し、伊万里港へのアクセスが更に向上した。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この立地条件の良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。(現在の企業数:10社)

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)はない。

②武雄北方インター工業団地

武雄北方インター工業団地は、武雄市北方町大字大崎に位置し、有効面積で約18haの工業団地である。地理的特徴として、長崎自動車道武雄北方インターチェンジに近接(車で5分以内)しており、九州内外へのアクセスは非常に優れていることが挙げられる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。(現在の企業数:3社)

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)はない。

③馬神工業団地

馬神工業団地は、武雄市北方町大字大崎に位置し、有効面積で約4haの工業団地である。地理的特徴として、長崎自動車道武雄北方インターチェンジに近く(車で7分以内)、九州内外へのアクセスが優れていることが挙げられる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。(現在の企業数:1社)

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)はない。

④杵島工業団地

杵島工業団地は、武雄市北方町大字志久に位置し、有効面積で約6haの工業団地である。地理的特徴として、長崎自動車道武雄北方インターチェンジに近く(車で10分以内)、九州内外へのアクセスが優れていることが挙げられる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。(現在の企業数:1社)

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)はない。

⑤柳原工業団地

柳原工業団地は、武雄市山内町大字宮野に位置し、有効面積で約4haの工業団地である。地理的特徴として、西九州道波佐見有田インターチェンジに近く(車で15分以内)、九州内外特に西九州方面へのアクセスが優れていることが挙げられる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。(現在の企業数:2社)

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)はない。

⑥堀切工業団地

堀切工業団地は、武雄市山内町大字三間坂に位置し、有効面積で約1.3haの工業団地である。地理的特徴として、西九州道波佐見有田インターチェンジに近く(車で20分以内)、九州内外特に西九州方面へのアクセスが優れていることが挙げられる。本工業団地

は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。(現在の企業数：3社)

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

⑦新武雄工業団地〈仮称〉

新武雄工業団地〈仮称〉は、武雄市東川登町大字袴野に位置し、有効面積で約 6.3ha の工業団地として造成中である。地理的特徴として、長崎自動車道嬉野インターチェンジに近く（車で 15 分以内）、また近接する川登サービスエリアには将来的にスマートインターチェンジの開設の可能性も有り、九州内外へのアクセスが優れていることが挙げられる。なお、当地は武雄市内のみならず嬉野や鹿島エリアにも近く、佐賀県土の均衡ある発展も見込まれる。今後この交通アクセスの良さを活用して更なる産業の集積を計る必要があるため重点促進区域として設定する。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【鹿島市】

(1) 重点促進区域

①浜工場団地：(鹿島市浜町字山田川、一本松、平松、棒籠、柳原、長丁、
大字納富分字大籠、字新籠) 約 21ha

②大村方工場団地：(鹿島市古枝字一本木、真崎、松角、神宮司、抽木角、天神)
約 17ha

(関連計画における記載等)

第七次鹿島市総合計画における記載：本区域は、地域経済の活性化と雇用創出のため、豊富な水資源や自然災害リスクの低さなど、本市の有利性を生かした迅速、的確な情報収集・情報発信による企業誘致の取り組みを図ることとされている。

鹿島都市計画区域マスタープランにおける記載：本区域は、大村方工業団地と浜工業団地を工業拠点と位置づけ、既存企業の育成や産業基盤の充実を図り、周辺環境と調和した、工業機能の維持・充実を図ることとされている。

③谷田工場団地：(鹿島市大字山浦字谷田) 約 21ha

第七次鹿島市総合計画における記載：本区域は、地域経済の活性化と雇用創出のため、豊富な水資源や自然災害リスクの低さなど、本市の有利性を生かした迅速、的確な情報収集・情報発信による企業誘致の取り組みを図ることとされている。

④鹿島市都市計画用途地域：

工業専用地域約 11ha・工業地域約 12ha・準工業地域 47ha

⑤鹿島市都市計画用途地域：商業地域 20ha・近隣商業地域 8ha

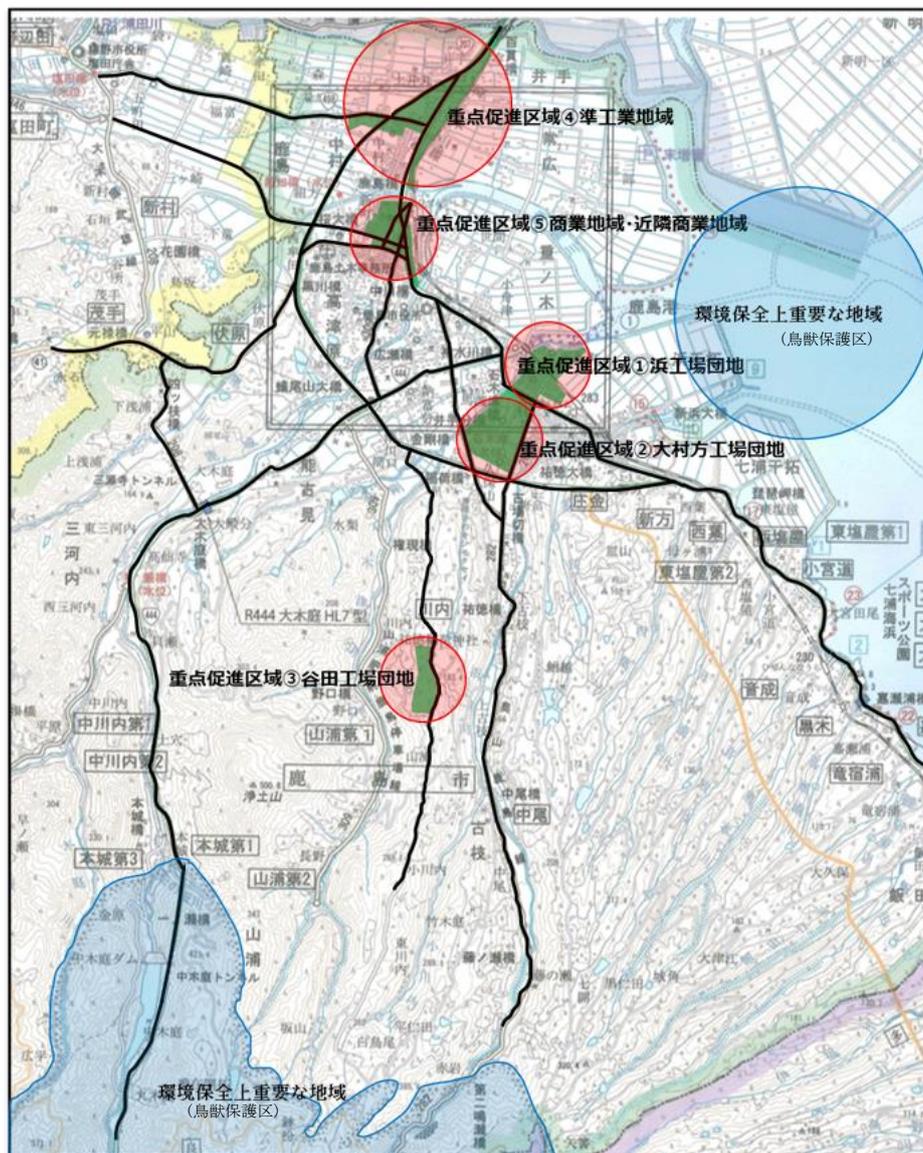
なお、本区域には、環境保全上重要な地域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。

(関連計画における記載等)

第七次鹿島市総合計画における記載：本区域は、地域経済の活性化と雇用創出のため、豊富な水資源や自然災害リスクの低さなど、本市の有利性を生かした迅速、的確な情報収集・情報発信による企業誘致の取り組みを図ることとされている。

鹿島都市計画区域マスタープランにおける記載：本区域は、北部の国道207号沿道に立地する工業集積地については、既存企業の育成、産業基盤の充実などを進めつつ、交通アクセス等に配慮した新たな工業機能の拡充・維持を図ることとされている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

鹿島市浜工場団地は、既に製造業の企業4社、大村方工場団地は既に製造業、運送業等の企業22社、谷田工場団地は既に製造業等の企業4社が集積している。

また、鹿島市都市計画区域内用途指定地域である工業専用地域・工業地域・準工業地域、並びに商業地域・近隣商業地域は、長崎自動車道武雄北方インターチェンジに近く(車で20分以内)九州内外へのアクセスに優れており、既に製造業等の企業約30社が

集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、谷田工業団地は、平成 28 年度工場適地調査において、約 2.1ha の空き工業団地として把握されているが、平成 29 年度に企業の進出が決まり完売した。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【嬉野市】

(1) 重点促進区域

①久間工業団地（嬉野市塩田町大字久間） 約 10.6ha

嬉野市塩田町大字久間字古子

嬉野市塩田町大字久間字八幡籠

嬉野市塩田町大字久間字藤原

なお、本区域には、環境保全上重要な区域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。

(関連計画における記載等)

嬉野市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、久間工業団地については、今後も雇用の創出と安定した収入の確保に向けた拠点として位置づけ、さらなる産業立地に向け、産業集積地の形成を推進することとされている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

嬉野市塩田町は長崎自動車道武雄北方インターチェンジに近く（車で20分以内）九州内外へのアクセスに優れており、既に自動車産業等の企業約5社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定
＜別添様式により提出＞

【神崎市】

(1) 重点促進区域

①神崎市朝日工業適地(神崎市神埼町朝日) 約7.7ha

②神崎市南部工場適地(神崎市千代田町柳島) 約20.2ha

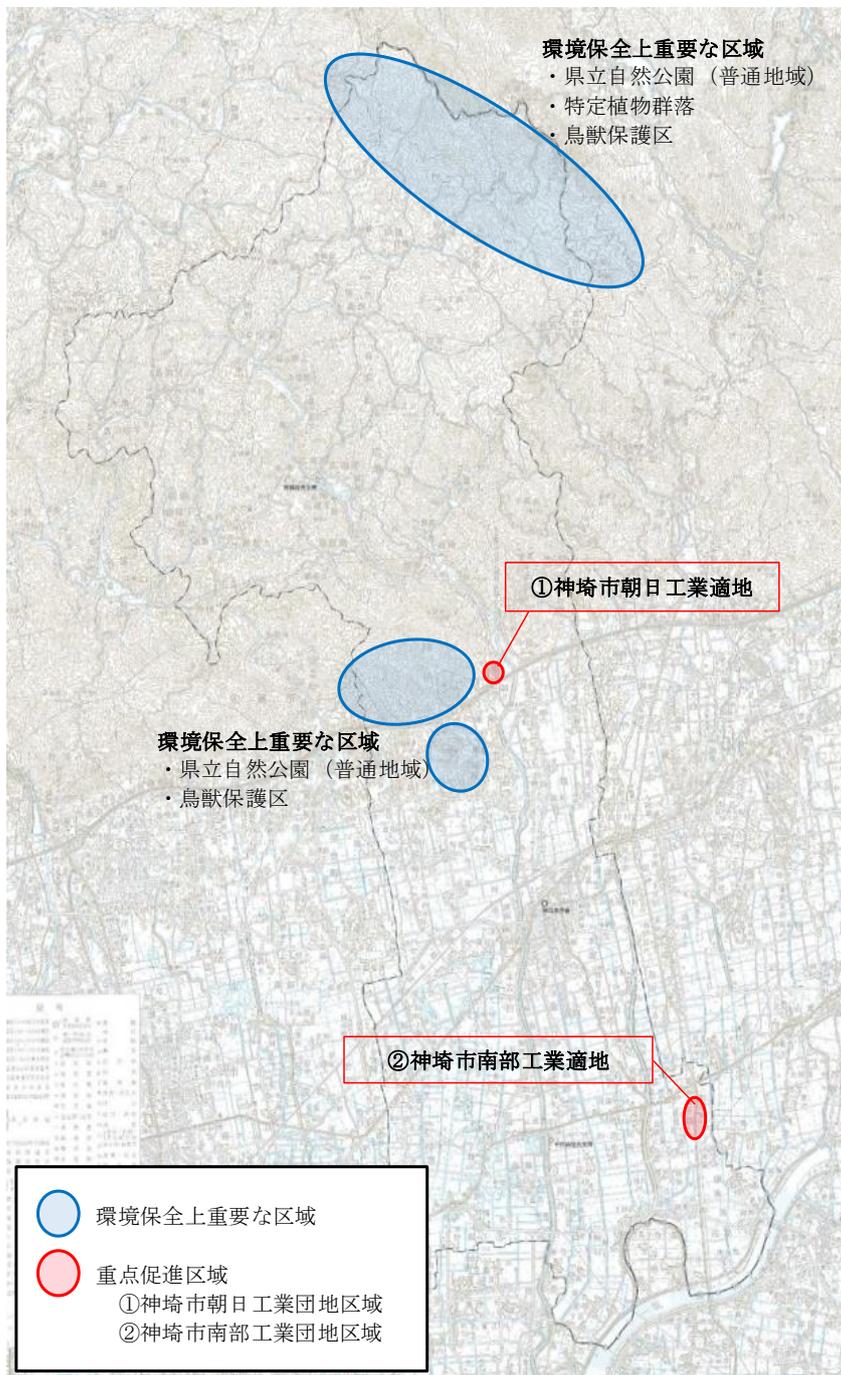
本区域には、環境保全上重要な地域や市街化調整区域は含まない。

(関連計画における記載等)

神崎市都市計画区域マスタープランにおける記載：本地区は、朝日工業団地及び神崎南部工業団地においては、東脊振インターチェンジや幹線道路への近接性を活かし、企業の立地ニーズや社会経済の動向を勘案しつつ、周辺の居住環境等と調和したまとまりのある工業地の整備を図ることとされている。

神崎市都市計画マスタープランにおける記載：本地区は、工業生産機能が立地される県道佐賀鳥栖川久保線沿道、および千代田町国道385号沿道を生産拠点と位置づけ、本市の産業活性化や雇用拡大を図るため、周辺環境との調和に配慮しながら、工業生産機能や業務機能の立地・集積を図ることとされている。

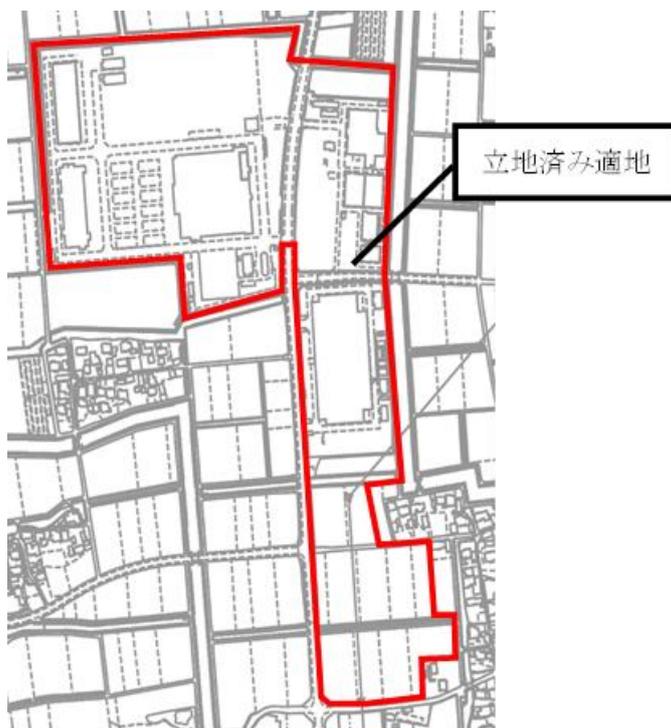
(地図)



① 神崎市朝日工業適地 (拡大図)



② 神崎市南部工場適地 (拡大図)



(2) 区域設定の理由

- ① 神崎市神埼町朝日区域は、長崎自動車道東脊振インターチェンジから西に5 kmの位置にあり車で5分程度と非常に近くほか近隣に住宅が少ない等企業の立地環境に適しており、同区域内にある神崎市朝日工業団地には既に物流業2社、断熱パネル製造業1社、食品製造業1社が立地している。

優れた立地条件を活かして産業集積を推進すべき地域であり、市の総合計画においても企業立地ゾーンと位置づけられていることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

② 神崎市千代田町柳島区域は、長崎自動車道東脊振インターチェンジから南に 8 k m の位置にあり車で 10 分程度と非常に近いほか、福岡県福岡市と同県柳川市を結ぶ国道 385 号線が南北に通る等、九州内外へのアクセスに大変優れており、同区域内にある神崎市南部工業団地には既に硬質塩化ビニルパイプ等製造業、通信用被覆テープ等製造業、化粧品及び医薬部外品の受託製造企業の 3 社が立地している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

また、当区域は市の総合計画においても企業立地ゾーンとして位置づけられており、周辺農地に対する新たな事業が行われておらず、これらを含めて重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【吉野ヶ里町】

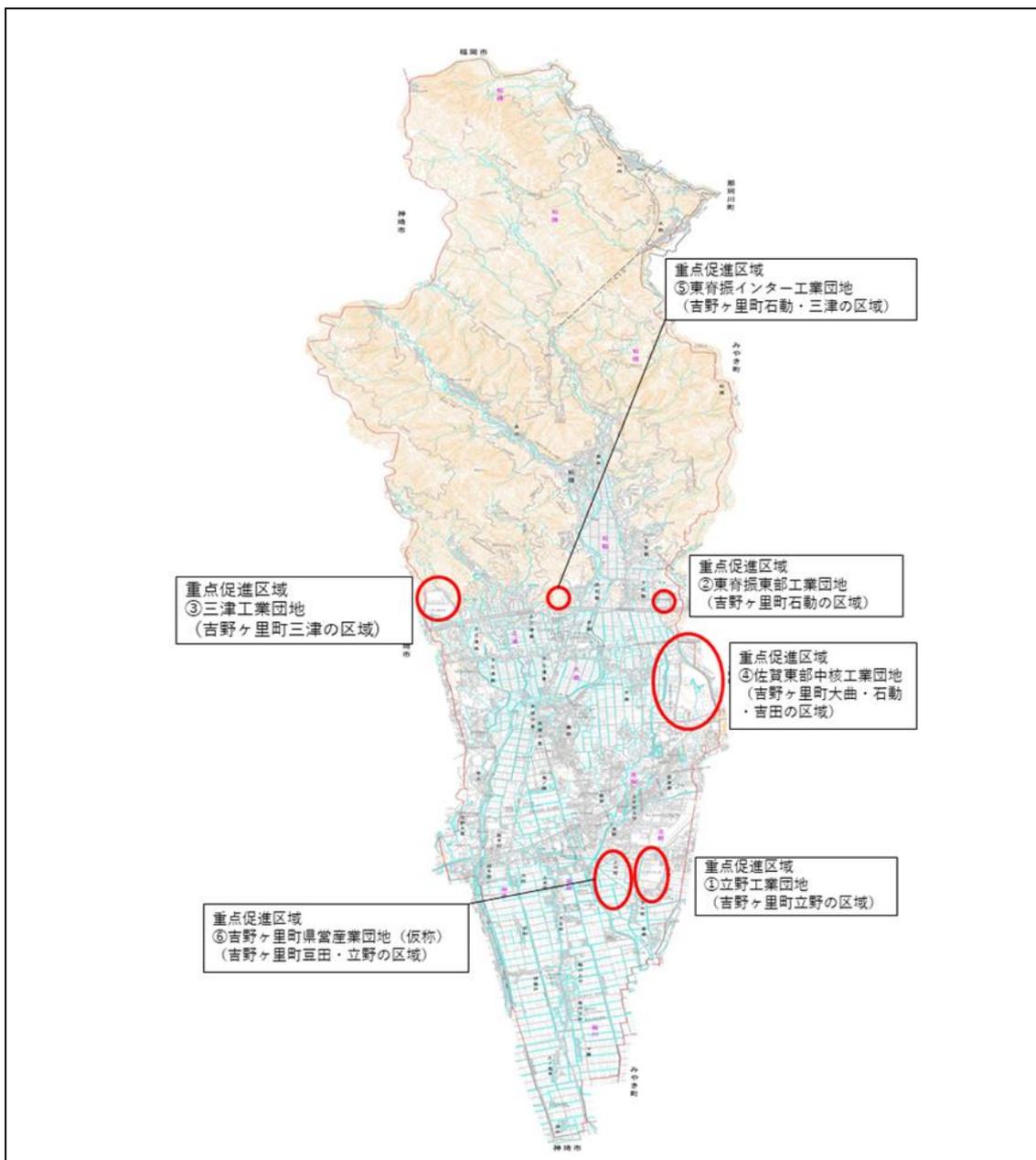
(1) 重点促進区域

- ①立野工業団地（吉野ヶ里町立野）約 15.2ha
- ②東脊振東部工業団地（吉野ヶ里町石動）約 110.6ha
- ③三津工業団地（吉野ヶ里町三津）約 15.7ha
- ④佐賀東部中核工業団地（吉野ヶ里町大曲・石動・吉田）約 8 ha
- ⑤東脊振インター工業団地（吉野ヶ里町石動・三津）約 4.8ha
- ⑥吉野ヶ里町県営産業用地（仮称）（吉野ヶ里町豆田・立野）約 27ha

なお、本区域には、環境保全上重要な地域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。
(関連計画における記載等)

佐賀東部都市計画区域マスタープランにおける記載：本地区は、九州横断自動車道東脊振インターチェンジへの利便性を活かした佐賀東部中核工業団地、東脊振東部工業団地、三津工業団地等の既存の工業団地では、周辺の居住環境等と調和し、工業集積の推進や、関連施設の整備等、工業地としての形成を図るとされている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

吉野ヶ里町内には長崎自動車道東脊振 IC、国道 34 号・385 号があり、九州内外へのアクセスに優れている。既に自動車産業、半導体産業、食品産業等の企業約 25 社が集積している。今後も交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために主要な国県道からのアクセスが容易なエリアを重点促進区域として設定した。(①～④)

また、平成 25 年に実施した工場適地調査において吉野ヶ里町石動に約 4.8ha (東脊振インター工業団地) が、平成 30 年度に実施した同調査では吉野ヶ里町豆田・立野に約 27ha の適地 (吉野ヶ里町県営産業用地 (仮称)) があると判断されたことを受け、県・町において工場用地造成を進めている。これらの用地に、成長分野である半導体産業の更

なる集積を図るために、企業誘致を進めており、吉野ヶ里町県営産業用地（仮称）においては、既に世界的な半導体企業が進出を予定していることから、これらを含めて重点促進区域に設定している。(⑤・⑥)

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定
<別添様式により提出>

【みやき町】

(1) 重点促進区域

①中原工業団地（みやき町大字原古賀） 約 15.9ha
大字原古賀

②香田工業団地（みやき町大字簗原） 約 2.7ha
大字簗原

③西寒水工業団地（みやき町大字原古賀） 約 10.8ha
大字原古賀

④中津隈工業団地（みやき町大字中津隈） 約 10.5ha
大字中津隈

⑤白壁工業適地（みやき町大字白壁） 約 0.7ha
大字白壁

(関連計画における記載等)

みやき町都市計画マスタープランにおける記載：本地区は、鳥栖市と接する地区や国道 34 号、主要地方道佐賀川久保鳥栖線など交通利便性の高い幹線道路沿道においては、既存工業団地の拡充による新たな企業立地を促進するとしている。

⑥江口工業団地（みやき町大字江口） 約 8.4ha
大字江口

⑦南島工業適地（みやき町大字天建寺） 約 0.9ha
大字天建寺

⑧土井外工業適地（みやき町大字天建寺） 約 1.4ha
大字天建寺

(関連計画における記載等)

みやき町都市計画マスタープランにおける記載：本地区は、江口地区周辺の既存工業団地を拡充し、新たな企業立地の促進を図ることとしている。

⑨三根西部工業団地（みやき町大字東津） 約 14.5ha
大字東津、大字寄人

(関連計画における記載等)

みやき町都市計画マスタープランにおける記載：本地区は、既存の三根西部工業団地の拡充、中津隈地区への新たな企業立地の促進を図ることとしている。

⑩姫方工業団地（みやき町大字簗原） 約 8.1ha
大字簗原

(関連計画における記載等)

みやき町都市計画マスタープランにおける記載：本地区は、鳥栖市と接する地区や国道 34 号、主要地方道佐賀川久保鳥栖線など交通利便性の高い幹線道路沿道においては、既存工業団地の拡充による新たな企業立地を促進するとしている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

みやき町は長崎自動車道東脊振インターチェンジのほか、九州自動車道の久留米インターチェンジ・八女インターチェンジや九州の物流のへそである鳥栖インターチェンジにも近く（車で 20 分以内）九州内外へのアクセスに優れており、既に自動車産業、食品産業等の企業が立地しており、今後、既存工業団地の拡大等計画していることから、これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

また、姫方工業団地内において、新たに分譲地の造成を予定しているため、これらを含めて重点促進区域に設定している。

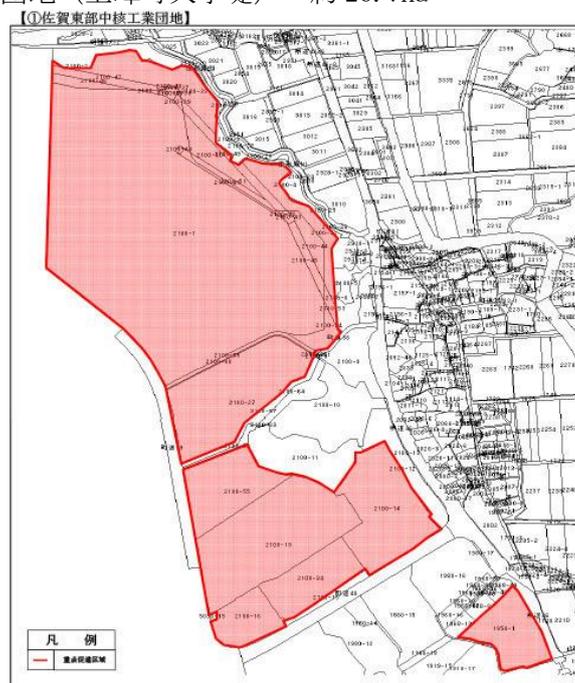
なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定
<別添様式により提出>

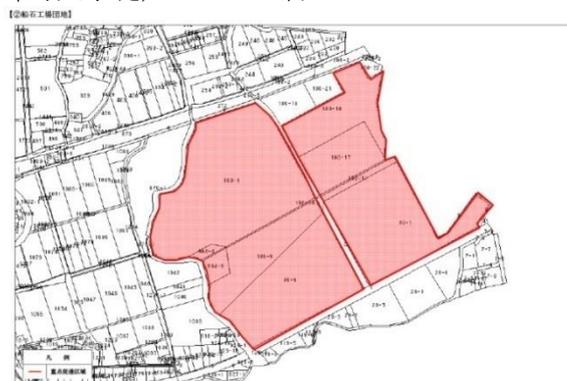
【上峰町】

(1) 重点促進区域

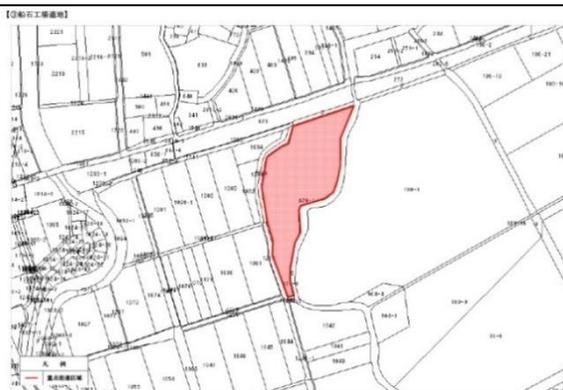
①佐賀東部中核工業団地（上峰町大字堤） 約 26.7ha



②船石工場団地（上峰町大字堤） 約 13.1ha



③船石工場適地（上峰町大字堤） 約 1.1ha



なお、本区域には、環境保全上重要な地域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。
(関連計画における記載等)

佐賀東部都市計画区域マスタープランにおける記載：九州横断自動車道東脊振インターチェンジへの利便性を活かした佐賀東部中核工業団地等の既存の工業団地では、周辺の居住環境等と調和し、工業集積の推進や、関連施設の整備等、工業地としての形成を図ることとしている。

(2) 区域設定の理由

当該地域(佐賀東部中核工業団地、船石工場団地、船石工場適地)は、長崎自動車道東脊振インターチェンジに近く(車で20分以内)九州内外へのアクセスに優れており、既に自動車産業、半導体産業、食品関連産業等の企業約9社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)はない。

(3) (重点促進市町村による)工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【基山町】

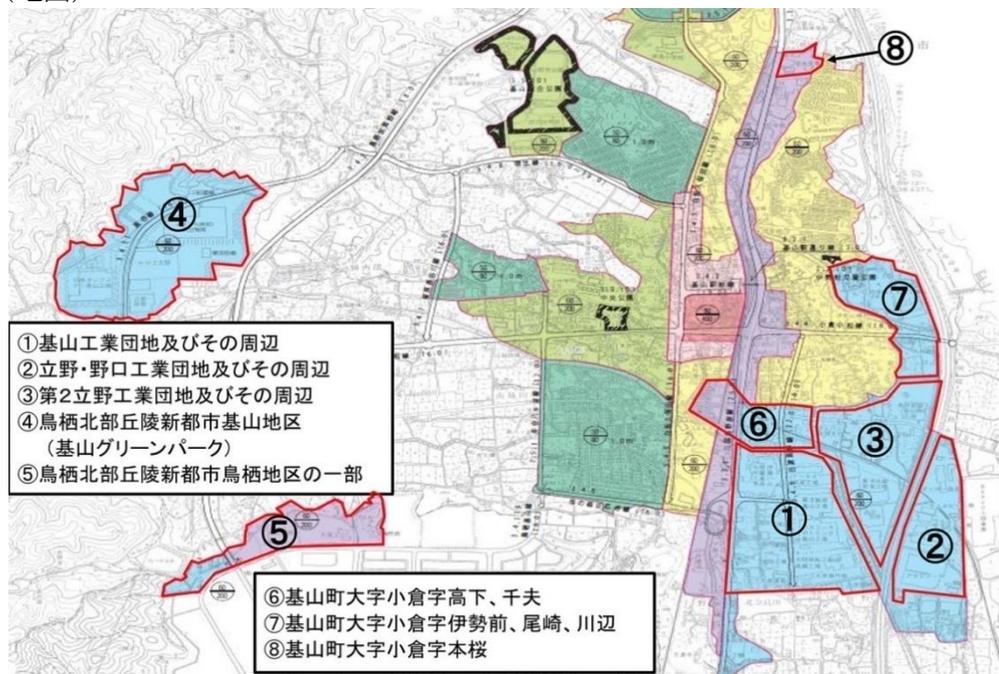
(1) 重点促進区域

- ①基山工業団地及びその周辺(基山町大字長野)約22.6ha
- ②立野・野口工業団地及びその周辺(基山町大字長野)約10.1ha
- ③第2立野工業団地及びその周辺(基山町大字小倉、長野)約11.9ha
- ④鳥栖北部丘陵新都市基山地区(基山グリーンパーク)(基山町大字宮浦、園部)約24.5ha
- ⑤鳥栖北部丘陵新都市鳥栖地区の一部(基山町大字園部)約12.5ha
- ⑥基山町大字小倉字高下、千夫 約9.0ha
- ⑦基山町大字小倉字伊勢前 約12.3ha
- ⑧基山町大字小倉字本桜 約1.6ha

なお、本区域には、環境保全上重要な地域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。
(関連計画における記載等)

基山町都市計画マスタープランにおける記載：交通利便性のよい箇所や既存の工業団地を補完する箇所については、企業誘致を図るために産業用地の拡大に努めます。

(地図)



(2) 区域設定の理由

基山町は、長崎自動車道鳥栖インターチェンジ及び九州自動車道筑紫野インターチェンジに車で約20分以内の場所に位置している。また、町内を国道3号線及び県道17号線鳥栖筑紫野の道路が縦断しており、福岡都市圏をはじめ、久留米、佐賀方面への交通アクセスに優れており、既に、流通・製造等の企業が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)はない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【有田町】

(1) 重点促進区域

- | | | |
|-----------|-------------------|----------|
| ①前原工業団地 | 佐賀県西松浦郡有田町上本、北ノ川内 | 約 23.0ha |
| ②有田工業団地 | 佐賀県西松浦郡有田町上本 | 約 13.4ha |
| ③南原工業団地 | 佐賀県西松浦郡有田町南原 | 約 1.9ha |
| ④有田南部工業団地 | 佐賀県西松浦郡有田町戸矢 | 約 20.9ha |

上記区域には、環境保全上重要な地域や市街化調整区域は含まない。

なお、重点促進区域①における農用地区域については、土地利用調整が必要となる区域が含まれる。(約 0.5ha)

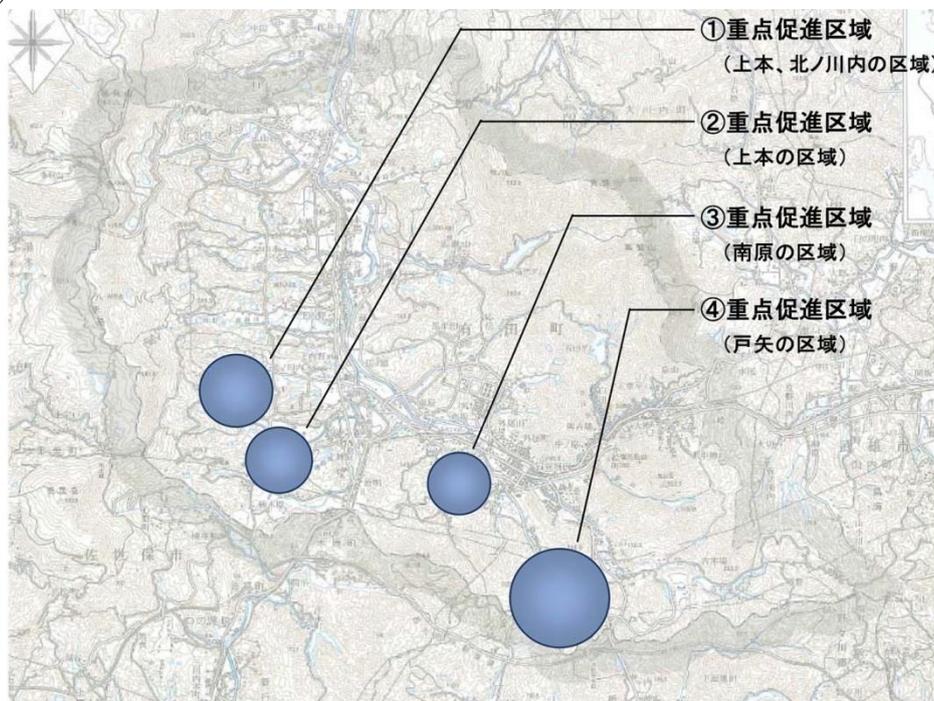
(関連計画における記載)

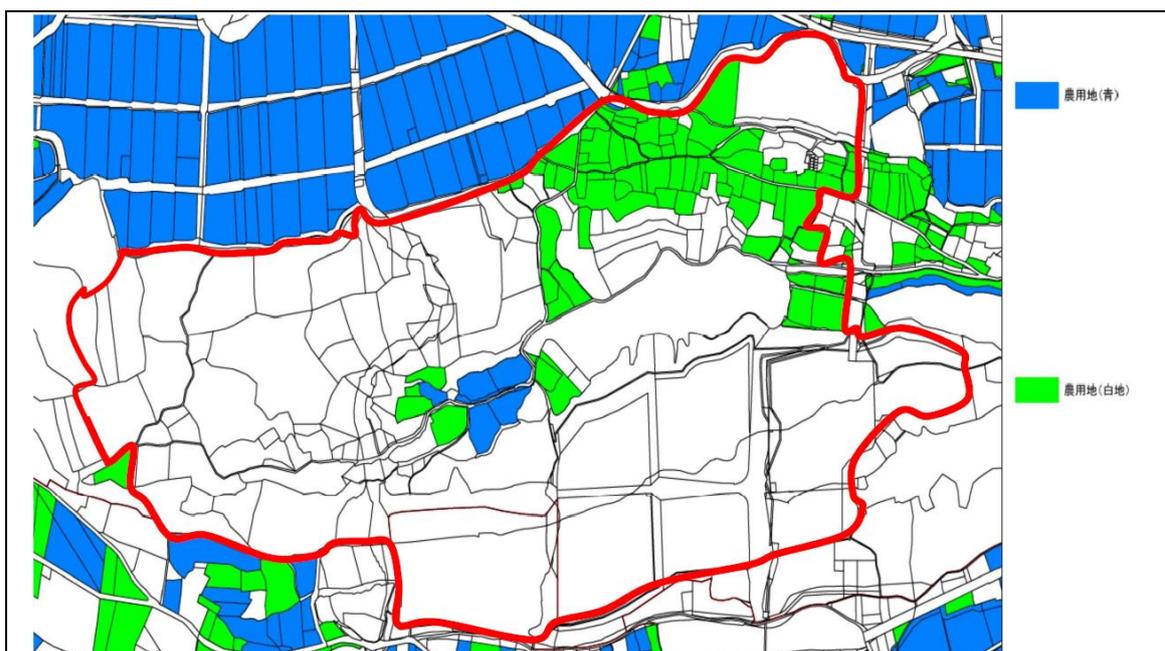
有田町都市計画区域マスタープランにおける記載：本区域は、西有田町に立地する既存工業団地等では、既存企業の高度化等、工業機能の維持・強化を図るとともに、新たな工場立地の受け皿づくりを推進するとしている。

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な開発を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとされている。

有田町農業振興地域整備計画における記載：農業と他産業との調和ある発展を基本姿勢としている。

(地図)





(2) 区域設定の理由

有田町は、国道 202 号による伊万里港へのアクセスや、西九州自動車道等による福岡方面へのアクセスが容易な地域であり、伊万里港を利用した海上輸送、西九州自動車道等を利用した陸上輸送を効率的に活用できる立地環境にある。

また、自動車関連の大型企業や近隣自治体には精密機器の大型企業があり、良質かつ豊富な労働力を強みとして、産業集積の活性化が期待される状況であることから重点促進区域として設定した。

なお、④有田南部工業団地（新産業集積エリア有田）は、約 37.3ha の空き工業団地として把握されている（「平成 27 年度工場適地調査」）。

①前原工業団地

本区域については、既存団地である前原工業団地については全区画完売しており分譲の余地はなく、また、令和元年度工場適地調査において本区域で遊休地は確認されていない。

インフラの整備、産業の集積、近隣地域への影響度等を考慮したうえで、農用地区域外でのまとまった用地の確保が難しく、止むを得ず一部農用地を重点促進区域として設定することで、連続した纏まった土地の確保が可能となること、また上述の観点から本区域を重点促進区域として設定した。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>